

尾道市と生活協同組合ひろしまとの包括的連携に関する協定書

尾道市（以下「甲」という。）と生活協同組合ひろしま（以下「乙」という。）は、地域共生社会の構築を官民協働により目指すため、相互の機能を連携強化し、地域において市民が安心して暮らせる生活支援のため、更なる市民サービス向上と一層の地域活性化に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が、市民が安心して暮らせる地域づくりを目指し、サービスの向上及び地域の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項を基本とし相互に連携し、協力することとする。

- (1) 子育て支援に関すること。
 - (2) 高齢者支援に関すること。
 - (3) 障害者支援に関すること。
 - (4) 健康増進・食育に関すること。
 - (5) 地域防災に関すること。
 - (6) 地域の安全・安心に関すること。
 - (7) 観光振興に関すること。
 - (8) 環境問題対策に関すること。
 - (9) 教育・文化振興に関すること。
 - (10) 各種イベント等の情報提供に関すること。
 - (11) その他、市民サービスの向上及び地域活性化に関すること。
- 2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、具体的な事業内容等を決定し実施するため、甲と乙は定期的に協議を行うものとする。
- 3 第1号各号の事項を推進するに当たって、甲と乙は、双方の関係機関との連携が図れるよう努めるものとする。

（具体的取組）

第3条 甲及び乙は、前条第1項の事項を具体的に推進するため、この協定を基本とし、前条第2項に基づいた双方の協議の上、別に定めることとする。

（連絡責任者）

第4条 この協定に基づく要請及び協力に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

- (1) 甲の総括連絡責任者は、福祉保健部子育て支援課長とし、第2条第1項に定める各号の連絡責任者は、別に定めるものとする。

(2) 乙の連絡責任者は、総合企画室統括室長とする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定書に対して疑義が生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（有効期限）

第6条 この協定の有効期限は、締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の30日前までに甲、乙のいずれからも協定の改定又は協定終了の意思表示がないときは、協定期間は期間満了の翌日から更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（守秘義務）

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく取組の実施に当たって知り得た個人情報その他の秘密事項を、この協定の有効期間中及び有効期間満了後を問わず、第三者に開示し、若しくは漏えいし、又は協定の目的以外に使用してはならない。

（履行の決定）

第8条 前各条に定めるもののほか、この協定の履行について必要な事項は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名のうえ、各1通を保有する。

令和2年8月20日

甲 広島県尾道市久保一丁目15番1号
尾道市
代表者 尾道市長

平谷祐亮 

乙 広島県廿日市市大野原一丁目2番10号
生活協同組合ひろしま
理事長

恵木尚 